

令和8年度 長門市国民健康保険保健事業実施計画

1 目的

長門市国民健康保険保健事業実施計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部(平成16年7月30日厚生労働省告示第307号)」に基づき、被保険者の健康の保持増進を図るとともに、地域の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施することを目的とする。

2 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導等の事業

長門市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(令和6年3月策定)に基づき、生活習慣病の予防に着目した特定健康診査・特定保健指導を推進するため、被保険者の状況に応じた受診環境や保健指導体制の充実を図る。また、若年層から継続した受診を習慣的なものにするため、効果的な勧奨及び受診環境の整備を図る。

(2) 糖尿病予防事業

生活習慣の改善により糖尿病の発症・重症化を予防し、健康的な生活の継続と医療費の適正化を図る。

(3) 糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病が重症化するリスクの高い未治療者・治療中断者を受診勧奨により医療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い者に対して保健指導を行うことで、人工透析への移行を防止することを図る。

(4) 高血圧症予防事業

生活習慣の改善、主に減塩の意識等良い食習慣を持ち実践する人を増やすことにより、健康的な生活の継続と医療費の適正化を図る。

(5) 人間ドック・脳ドック及び歯科健康診断助成事業

被保険者の健康管理、疾病の早期発見、受診者の費用負担の軽減を目的に「長門市国民健康保険人間ドック等実施要綱」に基づき実施する。

(6) 国保人間ドック受診者への事後指導事業

健康意識の向上、生活習慣病の予防、疾病の早期発見、早期治療を図るため、国保人間ドック(対象:30～39歳の国保加入者、特定健診の対象とならない今年度4月2日以降に国保に加入した40歳以上の者)を受診した被保険者のうち、結果に応じて保健指導を実施する。

(7) 医薬品の適正使用を推進する取組

同一疾病により複数の医療機関を受診している者及び同一月に医療機関に頻回に受診している者(重複・頻回受診者)に対し、適正な受診指導や保健指導を行い、自らの健康に対する意識を強めてもらい適切な受診につなげる。また、重複・多剤服用者に対して、医薬品の適正使用を推進する通知を行い、必要と認められる場合には保健指導を行い、適切な受診につなげる。なお、向精神薬を1日あたりの処方上限数を超えて複数の医療機関等から処方されている被保険者に対しては、ケースに応じた対応を行う。

(8) 普及啓発事業

被保険者の健康増進、疾病予防を図るとともに、医療費の適正化に資するため、様々な機会

をとらえ、普及啓発を推進する。

(9) 健康教室等の事業

地域の実情に応じ、関係部署及び関係機関・団体と連携した健康教育事業を実施する。

(10) 推進体制の整備

市町村国保は制度の性質上、加入時にすでに受療中という被保険者も多い。関係部署及び関係機関・団体との連携を強化し、市民の健康向上につながる保健事業に取り組む。

(11) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者への保健事業を実施する際は、後期高齢者保健事業及び介護保険の行う地域支援事業と一体的に実施するよう努める。また、後期高齢者の健康診査における心電図検査を実施する。

※(1)～(4)については、長門市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(令和6年3月策定)の医療分析等による健康課題に基づいた対策事業として実施。

3 事業計画

2 基本方針に基づき、以下の事業を実施する。

事業名	内 容
(1) 特定健康診査・特定保健指導等の事業	1. 特定健康診査 (1) 目標・評価指標 特定健診受診率:45.0% (2) 対象者 40歳以上75歳未満の被保険者 (3) 実施方法 各地区で委託業者が行う集団健診、市内医療機関における個別健診 (4) 実施期間 個別健診：6月1日～11月30日 集団健診：6月1日～12月13日 (5) 自己負担額 無料 (6) その他 特定健康診査の受診結果は、特定保健指導や糖尿病予防事業、高血圧症予防事業に活用するほか、健康増進事業(健康増進課所管)においても活用し、市民の健康増進を図る。 2. 特定保健指導 (1) 目標・評価指標 特定保健指導終了率:35.3% 特定保健指導終了者の健診結果改善率 HbA1c:67.0%、血圧:60.0%、脂質:100.0%

	(2) 対象者 特定健康診査の結果から、動機付け支援又は積極的支援が必要とされた人 (3) 実施方法 直営(市職員が実施)、委託(委託医療機関、委託事業者) (4) 実施期間 通年 (5) 自己負担額 無料 (6) その他 直営(市職員が実施)する場合、集団健診時に腹囲・BMIの数値から会場で初回面談を実施する。電話、メール、文書のほか、令和7年度からはソーシャルネットワークサービス「LINE」を活用し、対象者の保健指導を実施する。また、来所の促進や訪問を行い、効果的な保健指導を実施する。 3. 特定健康診査未受診者対策の取組 (1) 若年層の受診環境整備 集団健診の休日健診等、受診環境の充実を図る。 (2) 勧奨 未受診者を対象に年に2回勧奨ハガキを送付。送付にあたっては、ノウハウを有する民間事業者に業務委託し、AIを活用や効果的な勧奨ハガキの送付を行うこととする。 (3) 周知・啓発 窓口でポスター掲示やノベルティ配布、市ケーブルテレビなどを活用し、効果的な啓発を行う。また、主催者からの依頼により、交流プラザの各種講座、老人クラブ、サロン等で出前講座(健康増進課や高齢福祉課と連携)を行うことで、受診率の向上、特定保健指導利用率向上を図る。 (4) データ提供依頼 事業所の健診結果のデータ提供を依頼し、情報収集を行い、効果的な保健事業につなげる。 (5) 関係機関と連携した啓発事業 がん検診を実施する部署や、協会けんぽ特定健診等を実施する関係団体とも連携し、市全体の健康意識の醸成を目的とした事業に取り組む。 (6) 診療情報提供(みなし健診)事業 すでに通院中のため特定健診を受診しない被保険者について、本人同意のもと、医療機関から検査データの提供を受けることで、特定健診を受診したものとみなす。(みなし健診)それにより受診率の向上を図
--	--

	る。
(2)糖尿病予防事業	1. 糖尿病予防教室 (1) 目標・評価指標 教室参加者の血糖値改善率:55.0% HbA1c 有所見率:49.0% (2) 対象者 特定健診受診者のうち 40 歳～74 歳までの HbA1c5.6～6.4%で糖尿病の治療を受けていない者。また、これまでの教室参加者のうち、前年度より HbA1c の健診結果が悪化した者。 (3) 定員 20 人 (4) 実施方法 特定健診結果から対象者を選定し、糖尿病予防教室を開催 (5) 実施期間 11 月下旬～ 3 月上旬(約 3 か月間・全 4 回) (6) 実施場所 長門市保健センター他 (7) 自己負担金 500 円(材料費・テキスト代) 2. 特定健診結果に基づく受診勧奨 (1) 目標・評価指標 受診勧奨実施率:96% 医療機関受診率:63.0% (2) 対象者 ➤ 保健指導:HbA1cが 6.0 以上 6.5 未満で血圧・脂質のいずれかが要指導域の者(全て服薬無し) ➤ 受診勧奨:HbA1cが 6.5 以上の受診勧奨判定値の者(全て服薬無し) (3) 実施方法 ① 保健指導:特定健診結果送付後、結果説明会及び電話・訪問等にて保健指導 ② 受診勧奨:特定健診結果送付後、電話・面接・訪問等にて受診勧奨・受診確認 (4) 実施期間 通年 (5) 自己負担金 無料
(3)糖尿病性腎症重	(1) 対象者

症化予防事業	長門市糖尿病性腎症重症化予防プログラムにより規定した者 (2)実施方法 ① 受診勧奨:特定健診結果送付時に受診勧奨通知を同封し、医療機関受診が確認できない者に対しては訪問又は電話により再勧奨を行う。 ② 保健指導:保健指導プログラムに基づき行う。 (3)実施期間 ➤ 受診勧奨:通年 ➤ 保健指導:初回指導から6か月間のプログラム (4)自己負担金 無料 (5)その他 6か月間のプログラム後、長門市糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づきフォロー期間を設ける。2か月後に再評価を行い、5年間は健診の受診結果の確認や医療機関の受診状況を確認する等のフォローアップを行う。
(4)高血圧症予防事業	(1)目標・評価指標 受診勧奨実施率:96.0% 医療機関受診率:63.0% (2)対象者 一般市民・特定健診受診者のうち血圧収縮期 160mmHg以上または拡張期 100mmHg以上の者 (3)実施方法 一般市民を対象に健康教室、減塩相談会、出前講座、を開催し、血圧値が受診勧奨対象者については、訪問・面接・電話等による保健指導・受診勧奨を実施。 (4)実施期間 通年 (5)自己負担金 無料
(5)人間ドック・脳ドック及び歯科健康診断助成事業	1. 人間ドック (1)対象者 30歳以上40歳未満の被保険者、当該年度4月2日以降に長門市国保に加入した40歳以上の被保険者 (2)定員 30人(先着順) (3)実施期間 6月～12月 (4)助成額 検査費用の85%。30歳、35歳は全額助成。

	(5)受診方法 総合窓口課へ申し込みまたはホームページから申し込みをし、利用券の交付を受けた後に市内契約医療機関で受診する。 2. 脳ドック (1)対象者 30 歳以上の被保険者 (2)定員 50 人(先着順) (3)実施期間 6 月～12 月 (4)助成額 検査費用の 85%。 (5)受診方法 総合窓口課へ申し込みまたはホームページから申し込みをし、利用券の交付を受けた後に市内契約医療機関で受診する。 3. 歯科健康診断 (1)対象者 30 歳以上の被保険者 (2)定員 50 人(先着順) (3)実施期間 6 月 3 日～12 月 25 日 (4)助成額 検査費用から一部負担金 300 円を控除した額。30 歳以上 5 歳ごとの節目年齢(30 歳、35 歳・・・70 歳)は全額助成。 (5)受診方法 総合窓口課へ申し込みまたはホームページから申し込みをし、利用券の交付を受けた後に市内契約医療機関で受診する。		
(6)国保人間ドック受診者への事後指導事業	1. 40 歳未満早期介入保健指導事業 (1)目的 健康意識が低い傾向にある 30 代の被保険者を対象とし、保健指導を行うことで健康意識の向上、生活習慣病の予防、疾病の早期発見、早期治療を図る。 (2)対象者 国保人間ドックを受診した者のうち、40 歳未満で、人間ドック検査結果の総合判定において概ね下表の3～5に該当する者。 (表)判定基準 ※医療機関により表記ゆれ有 <table border="1" data-bbox="635 1939 922 1984"> <tr> <td>1</td><td>異常なし</td></tr> </table>	1	異常なし
1	異常なし		

		2	軽度異常
		3	要経過観察
		4	要治療
		5	要精密検査
		6	治療中
	(3)実施方法		
	総合窓口課保険管理班で受領する人間ドック検査結果のうち、対象者の結果について健康増進課健康増進班に写しを共有する。当該対象者のうち、人間ドック検査結果の内容から保健指導の対象者となりうるか検討し、該当か非該当かを決定する。		
	その後、保健師により健康相談や保健指導（健康相談等への案内送付、訪問、電話など）を行う。実施後は、記録等を作成し総合窓口課保険管理班と共有する。		
	(4)その他		
	上記のほか、人間ドックに係る広報や啓発を通じて、40 歳未満の健康意識の向上を図るものとする。		
2. 国保人間ドック受診者への事後指導事業(40 歳以上)			
国保人間ドックを受診した被保険者のうち、40 歳早期介入保健指導事業に該当しない者について、必要に応じて保健指導等を行う。			
(7) 医薬品の適正使用を推進する取組	1. 重複・頻回受診者(多受診世帯・多受診者)への指導事業		
	(1)対象者		
	山口県国民健康保険団体連合会が保険者事務電算共同処理事業で作成する帳票「多受診世帯一覧表」「多受診被保険者一覧表」に記載された世帯及び被保険者。ただし、治療中等の理由があると思われる者を除く。		
	(2)実施方法		
	対象世帯・対象者リストを活用し、対象者には訪問・電話等により適正な受診指導や保健指導を行う。		
	(3)実施期間		
	6 月～3 月(6 月と12 月にデータ検証)		
	2. 重複処方・多剤処方を受けた者への指導事業		
	(1)対象者		
	①重複処方		
	国保データベースシステムの保健事業介入支援管理内の重複・多剤処方の状況での確認により、2カ月継続して、同一月内に3つ以上の医療機関から、同一の薬効剤の投与を1以上受けている者。		
	②多剤処方		
	同一月内に、同一薬効に関する処方日数が 1 日以上かつ処方薬効		

	数が 15 以上に該当する者。 (2)実施方法 対象者に文書で通知し、適正受診を促す。対象者のうち、必要が認められる者には、訪問指導を行う。 (3)実施期間 6 月～3 月(6 月と 12 月にデータ検証) (4)その他 なお、向精神薬を 1 日あたりの処方上限数を超えて複数の医療機関等から処方されている被保険者に対しては、ケースに応じた対応を行う。
(8)普及啓発事業	1. 医療費通知の送付 年に 4 回、受診実態を確認してもらうことで適正な受診を促す。 2. ジェネリック医薬品啓発事業 安価で同効が見込まれるジェネリック医薬品を普及させることで、医療費の抑制を図る。 ➤ 資格確認書等送付時にジェネリックシールを同封する。 ➤ ジェネリック医薬品に変更することにより医療費減少が見込まれる被保険者に対して差額通知書を年 1 回送付する。 ➤ 令和 9 年 1 月調剤分までに利用率 84.9%を目標とする。 ➤ 健康フェア(10月開催)や健幸百寿プレミアム月間(11月)、健幸出前講座などの機会に、ジェネリック医薬品について啓発を行う。 3. 柔道整復療養費適正化事業 柔道整復受診の適正化を図る。 ➤ 3 か月に 1 回送付する医療費通知で柔道整復療養費も併せて記載し、受診状況を確認してもらう。 4. 国保制度周知・啓発事業 医療制度の改正など市民に周知する必要がある事項が発生した場合、パンフレット等を作成し、速やかに周知を行う。また、マイナ保険証についても周知を行い、医療データをもとにした適切な受診を促進する。また、健康フェア(10月開催)や健幸百寿プレミアム月間(11月)、健幸出前講座などの機会も活用して周知・啓発を行う。
(10)健康教室等の事業	1. 水中ウォーキング教室の実施 ※高齢福祉課 (1)目的 運動できる環境のもと適切な運動指導を行うことにより、自身の健康づくりや介護予防に役立て、健康管理ができるよう支援する。 (2)対象者 長門市在住の 40 歳以上で、医師から水中運動を禁止されておらず、要介護認定を受けていない者。(原則全回参加) (3)定員

	各部 30 人(先着順) (4)実施期間 昼の部 9/2～11/25 毎週水曜日 (全 12 回) 夜の部 9/3～11/26 毎週木曜日 (全 12 回) (5)実施方法 健康づくり、介護予防の観点から通所による水中運動を主とした包括的なトレーニングを実施。 (6)自己負担額 1 回 350 円
(11) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	1. フレイル予防一体的事業 ※高齢福祉課 (1)目的 高齢者のフレイル状態の改善を図ることにより、健幸な状態の延伸、ついでには医療費の適正化、介護予防による介護給付費の適正化につなげる。 (2)実施期間 通年 (3)実施方法 KDB を活用し地域の健康課題を介護保険部局等とも共有し、ハイリスクアプローチ・ポピュレーションアプローチの各種事業を行う。 2. ポピュレーションアプローチにおける健康相談・フレイル状態把握事業 ※高齢福祉課 (1)目的 医療専門職が高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援・健康相談を実施することで、フレイル予防に取り組む高齢者を増やす。 (2)実施方法 集団検診会場や店舗(フジ長門店)、健幸フェア会場にて、医療専門職の職員がフレイルチェックや各種測定を実施し、フレイル予防の普及活動やフレイル予防に関する健康相談を実施する。(集団健診以外の会場では、65 歳以上の前期高齢者の相談も受けつける。) 3. ハイリスクアプローチ 高齢福祉課 KDBを活用して、身体的フレイル・その他生活習慣病重症化・健康状態不明者といった後期高齢者を対象に、それぞれの状態に応じたアプローチを行う。 4. 後期高齢者医療保健事業 (1)後期高齢者健康診査 山口県後期高齢者医療広域連合と県医師会の2者契約において、後期高齢者医療被保険者を対象に健康診査を実施する。集団検診は、山

	口県後期高齢者医療広域連合と長門市と委託業者の3者契約において実施する。 健康診査を実施することで、生活習慣病の早期発見や生活習慣の改善、早期治療、医療費の適正化を図る。 ① 実施方法 各地区で委託業者が行う集団検診、市内医療機関における個別健診(広域連合と県医師会との契約による) ②実施期間 個別健診：6月1日～11月30日 集団検診：6月1日～12月13日 ③自己負担額 500円 ④その他 受診券の一斉発送は広域連合が行い、年度内に対象やとなった加入者(75歳到達者等)への随時発送は長門市で行う。 (2)後期高齢者の健康診査における心電図検査の実施 ①目的 後期高齢者の健康診査において、長門市が独自で心電図検査を実施し、後期高齢者の健康寿命の延伸等を図る。 ②実施期間 特定健康診査の期間と同じ ② 実施方法 各地区で委託業者が行う集団検診、市内医療機関における個別健診において心電図検査を実施する。なお、異常所見がみられた受診者のうち必要に応じてその後のフォロー等を実施する。
--	---

*年齢はすべて年度内到達年齢とする

4 推進体制

